

# 川崎市大学奨学生選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市大学奨学金貸付条例に基づく奨学生を選考するための基準に関することを定めるものとする。

(学業成績)

第2条 学業成績は、出身高等学校長の証明がある学業成績証明書により、3年間（定時制の場合は4年間）の全履修科目について平均した値（小数点第2位を四捨五入する。）が概ね3.5以上であること。

2 高等学校卒業程度認定試験合格者又は大学入学資格検定合格者は、文部科学省が交付する合格成績証明書及び出身高等学校長の証明がある学業成績証明書（必要がある場合）により、全科目の成績について5段階評価に換算した場合の平均した値（小数点第2位を四捨五入する。）が概ね3.5以上であること。

(所得金額等)

第3条 所得金額は、主に家計を支える者（父母等）の前年（1月～12月）の収入金額を基礎とした金額であり、次の各号に掲げる書類により確認し、算出する。

- (1) 市民税・県民税課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書
  - (2) 生活保護を受給している場合は、被保護証明書
  - (3) 障害年金・遺族年金を受給している場合は、年金支払額決定通知書等
  - (4) 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書等
  - (5) その他所得を証明する書類のうち教育委員会が認めるもの
- 2 自営業者等は、前項に掲げる書類の所得金額欄から算出する。
- 3 給与所得者等は、給与収入等から、独立行政法人日本学生支援機構が定める給与所得控除額算定式により算出した控除額を控除して所得金額を算出する。
- 4 所得（収入）のある者が2人以上いる場合は、それぞれ所得金額を算出する。ただし、扶養されている者は、算出の対象外とする。
- 5 生活保護世帯、両親がいない場合及び家計を支えている人の死亡・会社都合退職等により所得（収入）がない場合は、所得金額は算出しないものとする。
- 6 定年退職等で年金・雇用保険等により所得（収入）がある場合及び自己都合退職による場合は、所得金額を2分の1として算出する。
- 7 所得金額から、独立行政法人日本学生支援機構が定める特別控除額表による特別控除額を控除し、認定所得金額を算出する。

(算出時の切り捨て)

第4条 所得金額の算出時に、1万円未満は切り捨てる。

(家族の人数)

第5条 家族の人数は、同居・別居を問わず、主に家計を支える者（父母等）とその扶養を受けている者を加えた人数とする。

(一人当たり所得)

第6条 一人当たり所得は、認定所得金額を家族の人数で除した金額（1万円未満は切り捨てる。）であるが、概ね50万円以下であること。

(家庭状況等)

第7条 応募者の家庭状況及び申請理由、他の奨学金の状況、学業成績証明書の記載内容等も考慮する。

(選考)

第8条 応募者の学業成績、一人当たり所得、家庭状況等を総合的に審査し、奨学生を選考する。

(その他)

第9条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会において別途定める。

附 則

この選考基準は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成16年7月6日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この選考基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この選考基準は、令和5年6月19日から施行する。